

宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付要綱

令和7年1月20日

宇佐市告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福祉サービス事業所における人材の確保並びに育成及び定着を図るため、市内の福祉サービス事業所に就職し、かつ、市が定める期間勤務した者等に対する報奨金の交付に関し、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に規定する障害福祉サービスであって、別表1の1に定めるものをいう。
- (2) 福祉サービス事業所 本市に事業所を有する法及び児童福祉法に定める障害福祉サービス事業所であって、本市において福祉サービスを提供することができる事業所をいう。
- (3) 福祉サービス事業所従業者 福祉サービス事業所において雇用される障がい者及び障がい児に福祉サービスの提供を行う支援員、及び相談支援員をいう。
- (4) 初任者資格等 障がい者及び障がい児に対し福祉サービスを提供するにあたり福祉サービス事業所従業者が取得等を行う別表1の2に定める資格等をいう。

(交付対象者)

第3条 報奨金の区分、交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）及び交付額は、別表2のとおりとし、報奨金の区分ごとに1回に限り交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者としな

- (1) 市税等の滞納がある者（宇佐市又は居住市町村が発行する税金の滞納のない証明書等により市税等の滞納がないと認められる者以外の者をいう。）
- (2) 宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号の規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 交付決定日までにおいて、申請日から起算して1年以内に退職する意思（申請者が雇用主に口頭で申し出ているものを含む。）が確認された者

(報奨金の申請)

第4条 報奨金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇佐市福祉サービス人材確保支援事業報奨金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 雇用証明兼勤続証明書(様式第2号)
- (2) 職歴書・履歴書等の写し(就職奨励金の申請をする場合に限る。)
- (3) 資格取得が確認できる証明書(初任者資格等取得報奨金の申請をする場合に限る。)
- (4) 市税等を滞納していないことが確認できる証明書(交付申請日の属する年において、1月1日に宇佐市に住民票を有しない場合に限る。)
- (5) その他必要と認める書類

2 申請者は、報奨金の区分に応じて別表2に定める申請期間に前項の申請を行わなければならない。

(報奨金交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、報奨金交付の適否を決定し、宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(報奨金の請求及び交付)

第6条 前条の規定により交付決定通知書を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定通知書を受けた日から30日以内に宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付請求書(様式第4号)に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者から前項の規定による適法な請求があったときは、30日以内に報奨金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為によって報奨金の支払いを受けたことが判明したときは、報奨金の交付決定の一部又は全部を取り消し、宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付決定取消通知書(様式第5号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(報奨金の返還)

第8条 市長は、前条の規定に基づき報奨金の一部又は全部の交付決定を取り消した場合において、既に報奨金が交付されているときは、宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金返還請求通知書(様式第6号)により、期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年3月1日から施行する。
(見直し)
- 2 この告示の施行後3年ごとに、この報奨金の有り方、必要性等について、必要な見直しを行うものとする。

別表1の1 (第2条関係)

サービス区分	サービス名
居住系サービス	入所施設、宿泊型自立訓練、短期入所、共同生活援助
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
児童通所サービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
相談系サービス	一般相談、計画相談、障害児相談
日中活動系サービス	就労移行支援、就労継続支援(A型・B型) 生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労定着支援 短期入所(福祉型、医療型)

別表1の2 (第2条関係)

初任者資格等	障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従事者養成研修、同行援護従事者研修、行動援護従業者養成研修、社会福祉士資格 精神保健福祉士資格、保健師資格、その他(基幹相談支援センター機能強化事業に必要となる資格(相談支援専門員・主任相談支援専門員)や、国家資格※所得に係る研修等) ※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士
--------	--

別表 2 (第 3 条及び第 4 条関係)

区分	交付対象者	交付額	申請期間
就職奨励金	次のいずれにも該当する者 ア 宇佐市内の福祉サービス事業所に就職した者 イ 正規職員である者。ただし、有期雇用職員を除く。(技能実習生は有期雇用職員とみなす。) ウ 令和 7 年 3 月 1 日以降の就職日において満 60 歳未満である者(就職日と生年月日が同一日である場合、当該日に 60 歳に到達した者は対象外とする。) エ 就職日から起算して、過去 1 年以内に市内の福祉サービス事業所に正規職員として勤務していない者 オ 就職月の翌月 1 日から起算して 6 か月以上を勤務し、かつ試用期間がある場合は試用期間を経過した者 カ 就職日から 1 年以内に、他市や、本市において就職に対しての報奨金・助成金(以下「他の報奨金等」という。)を受領していない者	100,000 円	就職月の翌月 1 日から起算して 6 か月以上勤務し、試用期間がある場合は試用期間を経過した日から 1 年以内
初任者資格等取得報奨金	就職奨励金の交付を受けた者(他の報奨金等を受領したものを含む。以下同じ。)のうち、初任者資格等取得報奨金の交付を受けていない者であって、初任者資格等を就職日から起算して 5 年以内に新規に取得した者	講習に係る本人負担費用から他機関からの助成金及び就職先事業所からの助成・負担を除いた額。ただし、100,000 円を上限とする。	資格を取得した日又は就職月の翌月 1 日から起算して 6 か月以上勤務し、試用期間がある場合は試用期間を経過した日のいずれか遅い日から 1 年以内
継続勤務報奨金(2年)	次のいずれにも該当する者 ア 就職奨励金の交付を受けた者	継続勤務期間に応じて次に定める額 ア 2年以上 100,000 円	次に掲げる日のいずれか遅い日から 1 年以内 ア 就職報奨金の交付対象となった就職の日から
継続勤務報奨金(3年)	イ 継続勤務期間(就職奨励金の交付対象となった就職の日から、継続して同一の福祉サービス事業所で福祉サービス等の正規職員として勤務した期間(同一法人内の異動により市内所在する別の福祉サービス事業所において勤務した期間を含む。)であって、事業所が定める休業期間(産前産後休業、育児休業及び介護休業を除く。)を除いた期間をいう。以下同じ。)が右欄に掲げる年数以上である者	イ 3年以上 50,000 円。ただし、申請日の属する年の 1 月 1 日に宇佐市内に住民票を有する場合は、100,000 円とする。	ア 就職報奨金の交付対象となった就職の日から左欄に掲げる継続勤務期間に応じた年数を経過した日
継続勤務報奨金(5年)	ウ 継続勤務期間において、産前産後休業、育児休業及び介護休業がある場合は、当該休業の終了日の翌月 1 日から 6 か月以上継続して勤務している者 エ 別の法人等に転職していない者	ウ 5年以上 100,000 円。ただし、申請日の属する年の 1 月 1 日に宇佐市内に住民票を有する場合は、200,000 円とする。	イ 継続勤務報奨金の交付対象者の欄ウの要件に該当することとなった日

宇佐市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付申請書

下記のとおり宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金の交付を受けたいので、宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付要綱第1条の趣旨を理解し、同要綱第4条の規定により申請します。

1 報奨金の交付申請額 _____ 円

内 訳 （該当に☑）

<input type="checkbox"/> 就職奨励金	円
<input type="checkbox"/> 初任者資格等取得報奨金	円
<input type="checkbox"/> 継続勤務報奨金（2年）	円
<input type="checkbox"/> 継続勤務報奨金（3年）	円
<input type="checkbox"/> 継続勤務報奨金（5年）	円

2 福祉サービス事業所

事業所の所在地	
事業所の名称	
サービス区分及びサービス名	

※事業所の名称欄：様式第2号（雇用証明兼勤続証明）における「採用先の宇佐市内事業所名」と同一となるように記載してください。

※サービス区分及びサービス名の欄：別表1の1を参照し、申請者が携わるサービス区分及びサービス名を記載してください。

3 同意・誓約

私は、報奨金の交付申請にあたり、市が補助金審査にあたり必要な範囲において、宇佐市住民票の有無、宇佐市税の納付状況等および勤務先事業所への在籍確認、関係機関への照会を行うことに同意します。

署名 _____

4 添付書類（該当に☑）

共 通

発行から3か月以内の、市税等の滞納のない証明書の写し
暴力団排除事項について誓約書

就職奨励金

別紙様式2号 雇用証明兼勤続証明書
 事業所に提出している職歴書・履歴書等の写し

初任者資格等取得報奨金

資格等証明書の写し
 領収書等金額の分かるものの写し

継続勤務報奨金

別紙様式2号 雇用証明兼勤続証明書

年 月 日

宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金

雇用証明兼勤続証明

宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金の交付につき、宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付要綱第1条の趣旨を理解し、下記のとおり証明日現在も勤続していることを証明します。

年 月 日

事業所名もしくは法人名

印

代表者名 _____

※「居宅介護事業所名、あるいは法人名」での証明が必要となります。

証明を受ける者の氏名	
採用先の宇佐市内事業所名	
採用年月日	年 月 日
生年月日・採用時年齢	年 月 日（ 歳）
職 種	支援員 ・ 相談支援員
正規・非正規の別	正規 ・ 非正規

※当報奨金制度の対象となるのは、「採用時年齢が60歳未満」かつ「正規職員」かつ「支援員又は相談支援員」である必要があります。

様

宇佐市長

宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金の交付について、下記のとおり決定しましたので、宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

交付

交付決定額

円

不交付

不交付の理由：

様式第4号（第7条関係）

宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付請求書

年 月 日

宇佐市長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金について、下記のとおり請求します。

記

報奨金請求額			円
振込先金融機関	銀 行		支店
	信用金庫		
	農 協		
	金融機関コード		
	店番号		
	種 類	普通 ・ 当座	
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

※ 福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付決定通知書の写しを添付してください。

交付決定通知書を受けた日から30日以内に請求してください。交付は当請求書提出から30日以内となります。

様

宇佐市長

宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定しました宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金の交付について、下記により取消決定しましたので、宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

報奨金交付取消額	円
報奨金返還額	円
取消決定理由	

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

宇佐市福祉サービス事業所人材確保支援事業報奨金返還請求通知書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定及び確定し、既に交付された報奨金について、下記のとおり返還してください。

記

- 1 報奨金返還請求額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由